

○申請書類記入チェックリスト

書 替

申請書に必要な事項を全て記載し、貼付書類が揃つたら、記入例に添つてもう一度確認し、このページのチェックリストにより再点検をして下さい。

○添付書類チェックリスト

○必ず添付するもの		
チェック欄	添付書類	備 考
① <input type="checkbox"/>	記入漏れはありませんか？	この申請書類一式に同封されている茶色の窓付き封筒です。住所等は記載しないで下さい。 (免許証発行時に申請書に記載された希望先のご住所と免許取得者氏名を印字いたします。) なお、専用の窓付き封筒をお持ちでない場合は任意の封筒でも使用できます。ただし、その場合は氏名、住所を記載して下さい。
② <input type="checkbox"/>	免許証用写真の裏面に氏名を記入し、申請書に貼付しましたか？	①の免許証送付用封筒に貼付して下さい。 (※) 平成29年6月1日現在の郵送料と簡易書留料金です。
③ <input type="checkbox"/>	書替する免許証	提出された免許証は、新しい免許証発行後、ご本人に返却されず、処分されます。 ※新免許証が発行されるまでの期間、又は発行後手元に残すことを希望される方は、最寄りの労働局又は労働基準監督署で原本確認の証明を受けた免許証の写しを取得し、申請時に添付して下さい。原本確認証明の発行手続きについては、最寄りの労働局又は労働基準監督署にお問い合わせ下さい。詳しくは16ページをご参照下さい。
④ <input type="checkbox"/>	戸籍抄本	
○該当する場合に添付するもの		
チェック欄	添付書類	必要となる場合
⑤ <input type="checkbox"/>	労働安全衛生法関係の免許証（原本）	○他の労働安全衛生法関係の免許を持っている場合 ※現在所持している労働安全衛生法関係の免許証を全て提出してください。今回申請する免許証と結合した上で新しい免許証を交付します。提出された免許証は、新しい免許証発行後、ご本人に返却されず、処分されます。
⑥ <input type="checkbox"/>	所持免許申告欄（14ページ参照）	○日様式（二つ折りタイプ）の労働安全衛生法関係の免許証を所持している場合。
⑦ <input type="checkbox"/>	住民票の写し等（個人番号が記載されていないもの）	○住所を変更した場合

※氏名を変更した場合は、法令上免許の書替が必要となります。